

茅ヶ崎市民活動サポートセンター ロッカー利用規約

平成29年4月1日現在

サポセンのロッカー設備を、市民活動に必要な備品や書類などの保管にご利用いただけます。

■利用対象

茅ヶ崎市市民活動推進条例で定めている「市民活動」を行う団体

■サイズ / 個数

大型 / 18個 ロッカー内寸：幅 29.5 cm × 奥行 49.5 cm × 高 83.0 cm

小型 / 48個 ロッカー内寸：幅 28.5 cm × 奥行 43.0 cm × 高 42.5 cm

■利用料金 (平成29(2017)年4月現在)

大型：410円/月 小型：200円/月

■利用期間

最長4月1日～翌年3月31日までの1年間、1ヶ月～数ヶ月の短期利用も可

■利用申し込み

- ・「ロッカー使用申請書」に必要事項を記入し、指定管理者まで提出してください。
- ・利用料金は、使用可否の通知後、前納すること。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。指定する期日までに納付してください。
- ・年間で使用している団体には、毎年3月頃に再申請手続きのご案内をします。継続を希望する場合も再度申請書をご提出ください。
- ・申し込み多数の場合は、申請者による協議または抽選により使用が決定します。(抽選の際は、市民活動データベース登録団体を優先させていただきますのでご了承ください)

■利用上のルール

- ・一つの市民活動団体につき1個のロッカーが利用できます。
- ・団体にはロッカーの鍵を一つ貸出します。無くさないように保管してください。
- ・鍵保管者以外の方が利用する場合や鍵を忘れた場合、窓口にて「ロッカーNo.と団体名、使用者」を記入していただくと、センター保管の鍵をご使用いただけます。
なお、ご使用になった鍵は、退出時に必ず返却してください。
- ・ロッカー内に貴重品、生鮮物、危険物等は保管できません。
- ・ロッカー内の物品の管理は利用団体の責任で行ってください。
万一、管理品の紛失・破損等があった場合、当センターは一切の責任を負いません。
- ・次の場合は、速やかに指定管理者までご連絡ください。
 - ① 団体名称、代表者(連絡先)に変更が生じた場合
 - ② 解散などによりロッカー利用を取り消す場合
 - ③ 鍵の紛失やロッカーを破損した場合(鍵の作製や修繕相当額をご負担いただきます)
- ・利用終了時は、ロッカー内を原状復帰した後、団体が保管する鍵を返却してください。ロッカー内に物品が残っていた場合は、当センターにて処分させていただきます。
- ・茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例に基づき、災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき、ロッカー使用の承認取り消し、または使用中をお断りする場合があります。